

丸亀市市民活動保険Q&A

	区分	質問事項	回答
1	制度	丸亀市内の〇△自治会に所属しているのですが、保険を受けるためには事前の加入申込は必要ですか？	必要ありません。 しかし、万が一事故が起こった際には会則や団体名簿等をご提出いただきますので、日頃からご準備をお願いします。
2		補償の対象となる人は具体的にどんな人ですか？	保険制度の対象となる具体的な人は、 ・計画的・継続的に市民活動を行うことを目的とした、丸亀市内に主たる事務所の所在地を置く市民活動登録をしている団体および個人 ・丸亀市内のコミュニティ協議会に所属し、季節行事や地域活動などの企画・運営を行う主催者 ・丸亀市内の自治会に所属し、清掃活動や防災訓練などの自治会活動に参加する人や企画・運営を行う人
3		保険の対象外となる、「活動に直接的に参加しない人」とは、具体的にどんな人のことですか？	本保険制度の対象とならない「活動に直接的に参加しない人」とは、 ・コミュニティ主催の祭りや季節の行事の見学者、観覧者 ・マルタス等で開催しているヨガや体操、手話、ワークショップなどの市民活動に参加する人 ・コミュニティや自治会が開催する運動会やスポーツイベントへ、応援や観覧を目的に来場した人
4		スポーツ活動は対象になりますか？	本保険では、対象団体及び個人が実施する、青少年健全育成または地域交流などを目的として行われる危険度の低いスポーツ活動を対象としています。また、対象となるのは実施するスポーツ活動の指導者または事業の運営を行う主催者のみです。
5		30日経過後に保険金を請求することはできますか？	事故後、30日以内に申請することとしておりますが、保険金の請求の時効は3年ですので、遡っての請求は受け付けています。ただし、第三者証明のある事故報告書や報告が遅れた理由などの事実確認をさせていただきます。事故報告等が遅れると事実確認などの時間がかかるので、万が一、事故が発生したらすぐに関係各所へ連絡・報告をしてください。
6		傷害保険金請求に医師の診断書は必要ですか？	保険金請求金額が10万円以下の場合は、保険会社所定の報告書で対応することができるため、医師の診断書は不要になります。しかし、10万円以下であっても保険会社からの依頼があれば、医師の診断書が必要となりますので、その際には診断書の提出をお願いします。
7		この保険には、加入手続きは必要ですか？	保険の契約については、丸亀市が契約しておりますので、加入の手続きは必要ありません。
8		保険料の支払いは必要ですか？	保険料は丸亀市が負担するので、支払いの必要はありません。
10		入院の際の差額ベッド代や日用品代などは対象となりますか？	入院補償保険金の支払いは、実際にかかった費用を基準に支払うものではなく、入院は1日につき3,000円を支払う、いわゆる定額払いとなります。 なお、通院についても同様であり、1日につき2,000円の支払いとなります。

11	制度	報酬を伴わない活動とは具体的にどういうことでしょうか？	報酬を伴わないとは、労働（活動）の対価を得ていないということです。ただし、報酬や活動のお礼として謝金等を受け取っていたとしても、1日3,000円以内であれば、この金額は昼食代や交通費等の実費弁償程度とみなし、補償の対象となります。
9		先に当事者間で示談を済ませてしまいました。保険金は支払われますか？	示談の内容が法律上の賠償責任の範囲内の金額を負担するものであれば、（保険限度額の範囲内で）保険金で賠償額を賄うことができます。なお、法律上の賠償責任はないのに道義的理由だけで見舞金を支払ったり、たとえ責任があるとしてもむやみに高額な賠償金を支払ったり、保険会社の承諾を得ずに争訟費用を支出した場合には、保険金は客観的に妥当性のある金額しか支払われませんので、保険金で賠償額等を賄うことはできなくなる可能性があります。当事者間だけで示談をする前にご一報ください。
12		実費弁償とは具体的にどういうことですか？ また、目安となる金額はありますか？	実費弁償とは昼食代や交通費、材料費などの経費のことで、実費弁償の内訳が確認できる場合は、補償対象になります。ただし、実費弁償の内訳が明確でない場合でも、実費として受け取った金額が1日3,000円以内であれば、補償の対象とします。
13	対象者	個人的に近所の道路や川を掃除しているが、対象となりますか？	対象となりません。 市民活動団体、コミュニティ、または自治会などに所属し、団体として行った清掃活動ではなく、一個人として行った清掃は対象とはなりません。
14		私たちは市民活動登録をしており、普段は子育て世代の支援を行っている団体なのですが、コミュニティセンターが開催する事業に、子育て世代の支援に関するブースを設けてみないかとお願いをいただきました。この場合、事業を行っているときに団体がケガをした場合対象となりますか？	対象となります。 団体主催ではない事業であっても、誰のためにこういったことを行うかが明確な、公益的な市民活動を行う場合は、本保険制度の対象となります。しかし、そこに訪れた一般の参加者による賠償事故や傷害事故については補償の対象とはなりません。 また、楽器の演奏会や発表会の出演者として参加した場合は補償の対象とならない場合があります。
15		丸亀市外に住んでいる人が活動する場合は補償の対象になりますか？	市民活動登録をしており、主たる事務所の所在地が丸亀市内である市民活動団体であれば、市外在住者であっても対象となります。また、主たる事務所の所在地が丸亀市内の団体であれば、市外で活動を行う場合も補償の対象となります。（ただし、日本国内で行われる活動に限る。） なお、主たる事務所が市外にある団体については、市内外での活動を問わず対象となりません。
16	対象となる活動・事故	参加費を徴収する市民活動を開催したのですが、活動中に起こった事故は対象になりますか？	参加者から徴収した参加費が、提供したお茶代や、使用する消耗品代等の実費弁償程度のものであれば対象です。ただし、受け取った参加費を団体構成員に分配した場合は、営利の活動であり市民活動とは言えないため、対象とはなりません。
17		自治会として、謝礼を受け取って公園清掃を行いました。活動中のケガや事故は補償の対象となりますか？	受け取った謝礼が昼食や飲料代、交通費など実費弁償程度の場合は対象となります。

18	対象となる活動・事故	コミュニティ協議会主催の秋祭りに親子で参加したのですが、子どもが転倒しケガをしてしまいました。対象になりますか？	対象になりません。 参加者や観覧者など、運営等に関わらず直接的に活動を実践しない人は、補償の対象とはなりません。
19		丸亀市の市民活動登録をしている団体に所属しているのですが、隣県で地震が発生し、被災地支援として炊き出しボランティアを行っていたところ、やけどをしてしまいました。対象になりますか？	対象になります。 丸亀市外の避難所での炊き出しや連絡係等の後方支援的な被災者支援活動は対象となります。しかし、被災地での救助ボランティアなど危険度の高い活動を実施していた際の事故は補償の対象とはなりません。
20		市民活動団体のメンバーとして活動しているのですが、市民活動の開催のためにマルタスへ向かっている時に事故に遭い、骨折をしてしまいました。対象になりますか？	傷害事故の場合は対象になります。 ただし、自宅と活動を行う場所の通常の経路で、あらかじめ予定されていたもの(自宅を出発する前に参加が名簿等で確認できる場合)であることが書面等により確認できる場合に限ります。また、市民活動を行うための会議室の予約に向かっていた場合も補償の対象となります。 なお、私用でどこかに寄り道をした場合や事故などで他人に危害を加えた場合の賠償事故については対象にならない場合もありますので、ご注意ください。
21		コミュニティ役員での親睦旅行は対象になりますか？	対象になりません。 団体やコミュニティ役員による親睦のための活動は本保険制度の対象外です。
22		ゴミステーションの当番作業中のケガは対象になりますか？	対象になります。 自治会として構成員が当番制で行っている活動も地域活動とみなされるため対象となります。ただし、書面等で確認できる場合に限ります。
23		防災訓練は自助・互助的な活動で奉仕性のある活動とは思えないのですが、対象となるのはなぜですか？	防災訓練等は互助的な活動ではありますが、住民により、地域の安全の保持を図る公益性の高い活動であるため本制度の対象としています。
24		年間計画に記載していない活動中に事故が起こった場合は対象になりますか？	年度当初の計画に記載していなくても、地域活動・市民活動として参加者を募り、実施を決定したことが証明できる書類（団体メンバーへ送付したメールや回覧などと参加者名簿）があれば対象となることがあります。
25		自治会の清掃活動中に腰を痛めてしまいました。対象になりますか？	対象になりません。 腰痛やむちうち症など、医学的他覚所見のないものは保険制度の対象外です。なお、活動中に腰をぶつけて打撲をした等の場合はご相談ください。
26		自治会の清掃活動中、草刈機を使っていた時に石が跳ねてしまい、隣家の車を傷付けてしまいました。賠償の対象になりますか？	対象になります。 ただし、自身の所有する車を傷付けた場合など、物品を所有する本人が破損させた場合は対象となりません。
27		市民活動登録をしている知り合いに、事業の当日にボランティアに来ないかと誘われました。私自身が市民活動登録をしているわけではないのですが、その場合は賠償、傷害ともに対象になりますか？	対象となります。 当日のボランティアの名簿に記載があり、運営として携わっていたということが証明できれば対象となります。
28		コミュニティの環境部会で花壇の植え替えをしている時に、躓いて転んでしまいました。対象となりますか？	対象となります。 花壇の植え替えもコミュニティの計画的な公益活動なので対象となります。

29		地域活動中に転倒し頭を打ってしまったので、万が一を考え、病院で検査を受けました。検査の結果、特に問題はなかったのですが、この場合の診察料などは補償の対象となりますか？	対象となりません。 検査と治療は異なるものであり、検査のみの場合は対象となりません。しかし、検査後に治療を受けた場合には検査に要した日数分も支払われることがあります。
30		マルタスの市民活動として実施されている清掃活動に、地元企業として参加しました。万が一事故が起こってケガをしてしまった場合は保険の対象になりますか？	対象となりません。 コミュニティや自治会などの地域活動、清掃活動に会社として参加した場合は、労災保険等の適応を受けるため対象となりません。
31		自治会の活動で、年に2回、神社の清掃を行っているのですが、対象となりますか？	その清掃活動が、実費弁償以上の報酬を受け取っていない、地域の清掃活動の一環として行う場合は対象となります。ただし、神社やお寺のお祭りの準備として清掃活動を行う場合は、神事や宗教活動とみなされるため対象となりません。
32		職場でボランティア活動の一環として庁内清掃を行っています。活動の最中のケガや事故については対象となりますか？	会社として行うボランティア活動については対象となりません。
33		市民活動中に犬に噛まれてケガをしました。保険の対象になりますか？	傷害保険では動物によるケガは対象になります。（ケガをした本人が飼育する動物による事故やケガは除きます。）賠償保険では、動物（ペットを含む。）による事故やケガは対象外です。
34		学校の部活動は、保険の対象になりますか？	部活動は、学校の管理下にある活動であるため、対象となりません。
35	対象となる活動・事故	計画的な活動とはどのようなものですか？	活動内容が計画書等で明確に把握できる活動です。
36		自治会主催の草刈でケガをした場合、保険の対象になりますか？	対象になります。市内の団体（市民活動登録団体やコミュニティ協議会、自治会）が公益性のある地域活動を行っていると考えられるからです。なお、個人が自発的に行った活動（家の草刈りなど）の場合は対象になりません。
37		台風や大雨の時に消防団として見回りなどの防災活動を行っているときのケガや事故は対象になりますか？	一般的な台風や大雨などは、免責事項となっている自然災害には含まれませんので、基本的には対象となります。ただし、その規模等によっては、保険の対象外とみなされる場合もあります。市民活動保険での対象外となる天災については、地震、噴火、洪水、津波もしくはこれらに類似の自然変象に起因する事故です。
38		コミュニティ協議会主催のお祭りで、焼きそばを作り、その焼きそばを食べた人の中から、食中毒の患者が発生した場合、身体賠償の適用になりますか？	食材そのもの（例えば焼きそば麺や具材となる肉など）に問題がある場合は、その食品の生産・購入先に賠償責任があると考えられ、対象となりません。 しかし、その調理過程等に原因がある場合は、コミュニティ協議会が賠償責任を負うことになり、本制度の対象となります。いずれにせよ、食中毒と焼きそばとの因果関係の証明が必要です。
39		コミュニティ協議会が主体となった運動会で、競技中に転倒し、ケガをした。その場合は対象となるか？	対象となりません。 スポーツ活動や文化活動、各種イベントなどにおいては、指導者・審判・準備・片付けなどを行う人についてのみ、活動中の事故やケガが対象となります。競技者、出演者、受講生、観覧者、見物人は、市民活動に自主的・自発的に参加し、奉仕性のある活動を直接的に実践しているとは言い難いため、対象とはなりません。

40	対象となる活動・事故	プロギング（ジョギングしながらごみを拾う新しいスポーツ）は対象となりますか？	プロギングはスポーツがメインの活動となり、参加者は対象となりません。なお、スポーツ普及のボランティア活動として、企画運営をする人や指導者は対象となります。
41		コミュニティ協議会主催のお祭りで盆踊りを実施するが、踊り手は対象となりますか？	盆踊りで踊る人は参加者であり、対象外です。 なお、踊りの指導や全体を運営していくための運営担当者は対象となりますが、盆踊り参加中や見物中は対象外となります。
42		コミュニティ協議会主催の秋祭りで、子ども神輿を実施する予定だが、神輿を担ぐ子どもたちは対象となりますか？	神輿を担ぐ子どもたちが、コミュニティ協議会の依頼により、事前に役割をもって担がれる場合は運営者側であり対象となります。 なお、当日の飛び入り参加で神輿を担ぐ子どもがいた場合、その子どもは参加者であり、対象外となりますのでご注意ください。
43		環境美化のためチェーンソーや草刈機を使った活動は対象になりますか？	チェーンソーなどで木を切り倒す作業や高所での枝打ち作業など危険性が高い活動は対象外ですが、草刈機などを使用している下草刈作業については、対象となります。なお、活動する際は、周囲の確認や機器の使用方法など、安全にご留意して行ってください。
44		自動車による事故は対象になりますか？	自動車による賠償事故ならびに、搭乗中の傷害事故とも対象になりません。
45	その他の保険	社会福祉協議会等のボランティア保険に加入していた場合でも保険金は支払われますか？	傷害補償の場合は支払われます。 ただし、賠償補償金の支払いについてはほかの保険契約と按分されますので、社会福祉協議会のボランティア活動保険に関わらず、別の保険制度に加入している旨を事前に申告する必要があります。
46	その他	万が一事故が起こった場合は、どのタイミングで市に連絡すればいいですか？	事故発生後は速やかに丸亀市地域づくり課へお電話をお願いします。お電話にて、提出する書類等について説明します。なお、提出する書類（事故報告書等）については、事故発生日を含めて30日以内の提出をお願いします。
47		申請する際は、具体的に何を提出したらよいですか？	事故が発生し、市民活動保険の申請をする際には以下の書類が必要です。 ①事故報告書 ②事故発生時の活動内容が分かる書類（計画書、チラシ） ③団体の会則、規約 ④団体の会員名簿 なお、上記書類以外に追加で書類を提出いただく場合があります。
48		保険制度の内容が変わることはありますか？	保険制度は変わることがあります。 変更される場合は毎年度6月1日からとなりますので、都度、内容の確認をお願いいたします。 丸亀市ホームページ「丸亀市市民活動保険制度」をご確認ください。